(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字西又二一、下黒川字寺向二七の一・二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九、坂宇場字間黒洞二〇の三一、二〇の三五、字嶺二一、二二の四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺向二七の一・二八の一・二九・字間黒洞二〇の三一・字嶺二一・二二の四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市猿投町御座所六の六、小黒見一四、一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沼一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字足込字休四の一、七、八の四、大字振草字上粟代戸沢五、一一、大字川角字沢登五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字休四の一・八の四・字沢登五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字手澤一五の一、一四・一五の二・一九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三沢字牧一の二、二（次の図に示す部分に限る。）、二の一、上黒川字瀬難沢四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字大沼一〇の一、一一、一二の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沼一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字出羽二〇五〇の二〇・延岡市三須町六四八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

三須町六四八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町長井字野鶴六〇の四、北諸県郡三股町大字長田字栗巣三五二九の五、三五三〇の一、東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首一一六〇の一四・一一六〇の二五・一一六〇の二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野鶴六〇の四・字栗巣三五二九の五・三五三〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字野々首一一六〇の一四、一一六〇の二五、一一六〇の二六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに延岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）